

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント㈱	
目次		ページ	
規 則			
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則.....（漁業管理課）		1	
告 示			
○家畜伝染病検査の命令（6件）.....（畜産振興課）		2	
○農地保有合理化事業の実施に関する規程承認.....（農業経営課）		5	
○土地改良事業の施行の認可.....（農業施設管理課）		5	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）		5	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）		5	
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）		6	
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）		6	
道立衛生研究所告示			
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		6	
規 則			
北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年8月1日		北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第108号			
北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則			
北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。			
第39条第1項の表はつきがいの項中「留萌支庁管内」の次に「並びに久遠・二海両郡界から二海・爾志両郡界に至る間の渡島支庁管内」を加える。			
別表第3石狩の部石狩川の項中「厚田郡厚田村大字聚富村1130番の2地先」を「石狩市厚田区聚富1130番の2地先」に改め、同部厚田川の項中「厚田郡厚田村大字別狩村12番の3地先」を「石狩市厚田区別狩12番の3地先」に、「厚田郡厚田村大字厚田村厚田漁港」を「石狩市厚田区厚田厚田漁港」に改め、同表後志の部余別川の項中「積丹郡積丹町大字余別町余別漁港北護岸西端の位置」を「積丹郡積丹町大字余別町663番地1に知事が建設した標柱の位置」に改め、同表檜山の部須築川の項中「瀬棚郡瀬棚町字北島歌須築漁港」を「久遠郡せ			
たな町瀬棚区北島歌須築漁港」に、「瀬棚郡瀬棚町字北島歌447番地先」を「久遠郡せたな町瀬棚区北島歌447番地先」に改め、同部後志利別川の項中「瀬棚郡北檜山町字兜野36番地先」を「久遠郡せたな町北檜山区兜野36番地先」に、「瀬棚郡瀬棚町字南川92番の2地先」を「久遠郡せたな町瀬棚区南川92番2地先」に改め、同部中			
「			
太 檜 川	瀬棚郡北檜山町字太檜1番地先に知事が建設した標柱の位置	瀬棚郡北檜山町字共和1107番地事が建設した標柱の位置	
臼 別 川	久遠郡大成町字平浜423番の2地先に知事が建設した標柱の位置	久遠郡大成町字宮野80番の2地事が建設した標柱の位置	
見 市 川	爾志郡熊石町字見日188番地先に知事が建設した標柱の位置	爾志郡熊石町字鮎川52番地先に建設した標柱の位置	
相 沼 内 川	爾志郡熊石町字相沼9番地先に知事が建設した標柱の位置	爾志郡熊石町字相沼88番地先に建設した標柱の位置	
突 符 川	爾志郡乙部町字鳥山65番の1地先に知事が建設した標柱の位置	爾志郡乙部町字栄浜37番地先に建設した標柱の位置	
姫 川	爾志郡乙部町字元町乙部漁港北防波堤基部北側点の位置	爾志郡乙部町字館浦44番の2地事が建設した標柱の位置	
先に知	306.00	306.00	500
先に知	212.00	208.00	300
知事が	210.32	210.32	500
知事が	242.00	242.00	400
知事が	252.34	252.34	300
先に知	254.00	254.00	300
		4月1日から8月31日まで	を
「			
太 檜 川	久遠郡せたな町北檜山区太檜1番地先に知事が建設した標柱の位置	久遠郡せたな町北檜山区共和11先に知事が建設した標柱の位置	
臼 別 川	久遠郡せたな町大成区平浜423番2地先に知事が建設した標柱の位置	久遠郡せたな町大成区宮野80番に知事が建設した標柱の位置	

突 符 川		爾志郡乙部町字鳥山65番の 1 地先に知事が建設した標柱の位置		爾志郡乙部町字栄浜37番地先に建設した標柱の位置	
姫 川		爾志郡乙部町字元町乙部漁港北防波堤基部北側点の位置		爾志郡乙部町字館浦44番の 2 地事が建設した標柱の位置	

07番地	306.00	306.00	500	4 月 1 日から 8 月31日まで	に改
2 地先	212.00	208.00	300		
知事が	252.34	252.34	300		
先に知	254.00	254.00	300		

」

め、同表渡島の部中

「

大 鴨 津 川		松前郡松前町字大津 5 番の 4 地先に知事が建設した標柱の位置		松前郡松前町字江良江良漁港旧堤基部南側点の位置	
小 鴨 津 川		河口左岸より300メートルの位置		河口右岸より300メートルの位	
茂 草 川		松前郡松前町字茂草177番地先に知事が建設した標柱の位置		松前郡松前町字茂草511番地先が建設した標柱の位置	
及 部 川		松前郡松前町字上川 8 番の 2 地先に知事が建設した標柱の位置		松前郡松前町字朝日朝日漁港東端の位置	

西防波	246.00	246.00	150	6 月 1 日から 8 月31日まで	を
置	246.00	246.00	150		
に知事	220.00	220.00	200		
護岸南	180.00		右 0 左 100		

」

「

見 市 川		二海郡八雲町熊石見日町188番地先に知事が建設した標柱の位置		二海郡八雲町熊石鮎川町52番地事が建設した標柱の位置	
相 沼 内 川		二海郡八雲町熊石相沼町 9 番地先に知事が建設した標柱の位置		二海郡八雲町熊石相沼町88番地事が建設した標柱の位置	
大 鴨 津 川		松前郡松前町字大津 5 番の 4 地先に知事が建設した標柱の位置		松前郡松前町字江良江良漁港旧堤基部南側点の位置	
小 鴨 津 川		河口左岸より300メートルの位置		河口右岸より300メートルの位	
茂 草 川		松前郡松前町字茂草177番地先に知事が建設した標柱の位置		松前郡松前町字茂草511番地先が建設した標柱の位置	
及 部 川		松前郡松前町字上川 8 番の 2 地先に知事が建設した標柱の位置		松前郡松前町字朝日朝日漁港東端の位置	

先に知	210.32	210.32	500	4 月 1 日から 8 月31日まで	に改
先に知	242.00	242.00	400		
西防波	246.00	246.00	150	6 月 1 日から 8 月31日まで	」
置	246.00	246.00	150		
に知事	220.00	220.00	200		
護岸南	180.00		右 0 左 100		

」

め、同部遊楽部川の項中「山越郡八雲町花浦35番地先」を「二海郡八雲町花浦35番地先」に、「山越郡八雲町内浦町60番地先」を「二海郡八雲町内浦町60番地先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示	
-----	--

北海道告示第652号
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該

牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
--------------------	--

千 歳 市	平成18年10月10日から12月22日まで
-------	-----------------------

長 万 部 町	平成18年8月14日から10月27日まで
---------	----------------------

奥 尻 町	平成18年9月19日から11月17日まで
-------	----------------------

江 差 町	同
-------	---

余 市 町	平成18年10月16日から11月17日まで
-------	-----------------------

赤 井 川 村	同
---------	---

小 樽 市	同
-------	---

岩 見 沢 市	平成18年9月11日から12月8日まで
---------	---------------------

滝 川 市	同
-------	---

砂 川 市	同
-------	---

芦 別 市	同
-------	---

下 川 町	平成18年9月4日から11月30日まで
-------	---------------------

枝 幸 町	平成18年11月6日から12月28日まで
-------	----------------------

佐 呂 間 町	平成18年9月25日から12月15日まで
---------	----------------------

北 見 市	平成18年11月6日から12月22日まで
-------	----------------------

紋 別 市	平成18年9月11日から12月1日まで
-------	---------------------

大 空 町	平成18年10月16日から12月22日まで
-------	-----------------------

厚 真 町	平成18年9月4日から12月4日まで
-------	--------------------

平 取 町	平成18年9月1日から11月30日まで
-------	---------------------

清 水 町	平成18年8月21日から11月2日まで
-------	---------------------

新 得 町	平成18年9月25日から12月1日まで
-------	---------------------

芽 室 町	平成18年10月16日から12月22日まで
-------	-----------------------

幕 別 町	平成19年1月15日から3月23日まで
-------	---------------------

浜 中 町	平成18年9月11日から12月22日まで
-------	----------------------

厚 岸 町	平成18年10月16日から平成19年2月2日まで
-------	--------------------------

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実 施 の 方 法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第653号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実 施 の 目 的

牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
--------------------	--

石 狩 市	平成18年9月25日から10月27日まで
-------	----------------------

せ た な 町	平成18年8月28日から11月10日まで
---------	----------------------

天 塩 町	平成18年9月4日から11月24日まで
-------	---------------------

西 興 部 村	平成18年11月13日から平成19年2月2日まで
---------	--------------------------

雄 武 町	平成18年10月23日から平成19年1月19日まで
-------	---------------------------

大 空 町	平成18年11月20日から平成19年2月16日まで
-------	---------------------------

安 平 町	平成18年9月4日から12月4日まで
-------	--------------------

む か わ 町	同
---------	---

幕 別 町	平成18年8月28日から10月20日まで
-------	----------------------

陸 別 町	平成18年9月11日から11月2日まで
-------	---------------------

浦 幌 町	同
-------	---

足 寄 町	平成18年9月25日から11月24日まで
-------	----------------------

上 士 幌 町	平成18年10月16日から12月22日まで
---------	-----------------------

本 別 町	平成18年11月13日から平成19年1月5日まで
-------	--------------------------

池 田 町	平成18年11月27日から平成19年1月12日まで
-------	---------------------------

鹿 追 町	平成18年11月13日から平成19年1月12日まで
-------	---------------------------

士 幌 町	平成18年12月25日から平成19年2月23日まで
-------	---------------------------

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第654号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

長 万 部 町 平成18年8月14日から10月27日まで

せ た な 町 平成18年10月16日から12月15日まで

岩 見 沢 市 平成18年9月11日から12月8日まで

滝 川 市 同

芦 別 市 同

下 川 町 平成18年9月4日から11月30日まで

豊 富 町 平成18年9月11日から12月28日まで

枝 幸 町 平成18年11月6日から12月28日まで

佐 呂 間 町 平成18年9月25日から12月15日まで

北 見 市 平成18年11月6日から12月22日まで

紋 別 市 平成18年9月11日から12月1日まで

大 空 町 平成18年10月16日から12月22日まで

洞 爺 湖 町 平成18年10月2日から平成19年2月2日まで

苫 小 牧 市 同

平 取 町 平成18年9月1日から11月30日まで

広 尾 町 平成18年11月6日から平成19年1月5日まで

足 寄 町 平成18年12月25日から平成19年3月9日まで

幕 別 町 平成19年1月22日から3月30日まで

浜 中 町 平成18年9月11日から12月22日まで

厚 岸 町 平成18年10月16日から平成19年2月2日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第655号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

豊 富 町 平成18年9月11日から12月28日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第656号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
余 市 町 平成18年10月16日から11月17日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第657号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
岩 見 沢 市 平成18年9月1日から平成19年3月23日まで

由 仁 町 同

北 見 市 平成18年10月23日から平成19年3月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第658号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定により、南幌町農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 農地保有合理化法人の名称 南幌町農業協同組合

2 変 更 の 内 容

- (1) 農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第4条第2項第1号に掲げる事業）のうち、農用地等を借り入れて、当該農用地等を貸し付ける事業
- (2) 農地貸付信託事業（法第4条第2項第2号の2に掲げる事業）

3 承認年 月 日 平成18年7月19日

北海道告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条1項の規定により、平成18年7月20日、いわみざわ農業協同組合の行う土地改良（大里西地区基盤整備促進（基盤整備））（暗きょ）事業の施行を認可した。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第660号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年8月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
 安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 雪害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
 安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道					
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域						
	路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	小 樽 環 状 線	小樽市潮見台3丁目54番38地先から		前	18.00mから		
	北海道小樽土木現業所	小樽市潮見台3丁目41番12地先まで		後	53.00mまで	300.00m	—
				後	50.50mから	300.00m	—
					53.00mまで		
	江 差 木 古 内 線	檜山郡上ノ国町桂岡224番1地先から		前	16.91mから	230.00m	—
	北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町桂岡230番1地先まで		後	62.45mまで	230.00m	—
				後	16.91mから	230.00m	—
					62.45mまで		

北海道告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成18年 8 月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	施 行 者 の 名 称	北見市
2	都市計画事業の種類及び名称	北見都市計画道路事業（3・4・22号三輪通）
3	事 業 施 行 期 間	平成14年 6 月 7 日から平成21年 3 月31日まで
4	事 業 地	
	収 用 の 部 分	変更なし

道 立 衛 生 研 究 所 告 示

北海道立衛生研究所告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年 8 月 1 日

北海道立衛生研究所長 澤 田 幸 治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 残留農薬等検査用機器の賃貸借 3式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
 平成18年 7 月 7 日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 日通商事株式会社
(2) 住 所 東京都中央区築地 5 丁目 6 番10号
- 4 落札金額
860,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成18年 5 月26日付け北海道立衛生研究所告示第 7 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務課
(2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目
-

